

(平成24年12月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年8月から62年3月までの間、A社及び同社のグループ会社であるB社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間は、私がそれまで勤務していたA社からB社に転勤となった時期に当たり、申立期間中もA社の正社員として、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言から、申立人が昭和35年8月から62年3月までの間、A社及びB社に継続して勤務し（昭和49年6月1日にA社からB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年4月の社会保険事務所（当時）の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤つ

て記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島厚生年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和47年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から同年11月1日まで

私は、年金事務所から、A社における厚生年金保険の記録回復が行われた者の元同僚としてお知らせがあったので、自分の年金記録を確認したところ、申立期間の1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、私がA社本社から同社B工場に異動した時期に当たり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C健康保険組合が保管する被保険者台帳及びD厚生年金基金が保管する加入員資格喪失届によると、申立人の資格喪失年月日は昭和47年10月31日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日

として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島国民年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 9 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は B 銀行 C 支店 D 出張所で毎月納付した。

領収書は、私の留守中に夫がほかの書類と一緒に全て処分して保管していないが、間違いなく国民年金保険料を納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳、A 市の国民年金被保険者名簿及び同市が保管する国民年金被保険者索引簿ではいずれも、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立期間は約 7 年間であり、これだけの長期間にわたって連続して事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

また、申立人が、国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を B 銀行 C 支店 D 出張所で納付していた事実を知っている可能性がある者として氏名を挙げた 3 人から当時の状況について聴取したものの、申立人の主張を裏付ける証言までは得られない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。